

施策目標個票

(国土交通省24-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	バリアフリー化については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設の顕在化、地方部への展開に対する要請などの課題もあり、バリアフリー施策は道半ばの状況にある。 このため、平成22年度末にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、より高い水準の目標設定等を行ったところであり、当該目標の達成を目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を引き続き推進する。

業績指標	12 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	①特定道路におけるバリアフリー化率	77%(23年度)	60%	67%	74%	77%	81%	A-2	約87%
	②段差解消をした旅客施設の割合	70%(21年度)	-	70%	78%	81%	集計中	A-2	約85%
	③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	89%(21年度)	-	89%	92%	93%	集計中	A-2	約95%
	④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合	75%(22年度)	-	67%	75%	78%	集計中	A-2	約88%
	⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47%(21年度)	46%	47%	48%	50%	集計中	A-1	約54%
	⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14%(21年度)	15%	14%	17%	18%	集計中	A-1	22%
	⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合								
	(i)	約47%(22年度)	約45%	約46%	約47%	約48%	集計中	A-2	約54%
	(ii)	約32%(18年度)	約36%	約38%	約39%	約44%	集計中	A-2	約50%
	(iii)	約25%(18年度)	約29%	約31%	約32%	約33%	集計中	A-2	約39%
	⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合	45%(22年度)	37%	41%	45%	47%	集計中	A-2	約58%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	13 バリアフリー化された車両等の割合	初期値	実績値					評価	目標
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	①鉄軌道車両	45.7%(21年度)	41.3%	45.7%	49.5%	52.8%	集計中	A-2	約60%
	②ノンステップバス	- (21年度)	-	-	35.5%	38.4%	集計中	B-2	約52%
	③リフト付きバス等	- (21年度)	-	-	3.0%	3.3%	集計中	B-2	約12%
	④福祉タクシー	12,256台(22年度)	10,742台	11,165台	12,256台	13,099台	集計中	A-2	20,000台
	⑤旅客船	18.1%(22年度)	16.4%	18.0%	18.1%	20.6%	集計中	B-2	約34%
	⑥航空機	81.4%(22年度)	64.3%	70.2%	81.4%	86.1%	集計中	A-2	約85%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
	①一定のバリアフリー化	37%	37%	-	-	-	-	B-1	59%
	②高度のバリアフリー化	9.5%	9.5%	-	-	-	-	B-1	18.5%
	暦年ごとの目標値								

15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	初期値	実績値					評価	目標
	20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
	16%	16%	-	-	-	-	A-1	23%
暦年ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,529	44	39	35	
		補正予算(b)	0	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	12,482	2,266	0	-	
		合計(a+b+c)	18,011	2,310	39	35	
	執行額(百万円)	14,283	2,150				
	翌年度繰越額(百万円)	2,266	0				
	不用額(百万円)	1,462	161				

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数がある、

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局 関係局:道路局、住宅局、都市局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 安心生活政策課 (課長 岩月 理浩)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---	--------	--------------------------------	----------	---------

業績指標 12

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（(i) 園路及び広場、(ii) 駐車場、(iii) 便所）、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合

評価	
	①目標値：約 87%（平成 27 年度） 実績値：81%（平成 24 年度） 初期値：77%（平成 23 年度）
	②目標値：約 85%（平成 27 年度） 実績値：81%（平成 23 年度） 初期値：70%（平成 21 年度）
①A-2	③目標値：約 95%（平成 27 年度） 実績値：93%（平成 23 年度） 初期値：89%（平成 21 年度）
②A-2	④目標値：約 88%（平成 27 年度） 実績値：78%（平成 23 年度） 初期値：75%（平成 22 年度）
③A-2	⑤目標値：約 54%（平成 27 年度） 実績値：50%（平成 23 年度） 初期値：47%（平成 21 年度）
④A-2	⑥目標値：22%（平成 27 年度） 実績値：18%（平成 23 年度） 初期値：14%（平成 21 年度）
⑤A-1	⑦ (i) 目標値：約 54%（平成 27 年度） 実績値：約 48%（平成 23 年度） 初期値：約 47%（平成 22 年度）
⑥A-1	(ii): 目標値：約 50%（平成 27 年度） 実績値：約 44%（平成 23 年度） 初期値：約 32%（平成 18 年度）
⑦	(iii): 目標値：約 39%（平成 27 年度） 実績値：約 33%（平成 23 年度） 初期値：約 25%（平成 18 年度）
(i) A-2	⑧目標値：約 58%（平成 27 年度） 実績値：47%（平成 23 年度） 初期値：45%（平成 22 年度）
(ii) A-2	
(iii) A-2	
⑧A-2	

（指標の定義）

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（※）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で定める基準を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

※特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②段差解消をした旅客施設の割合

1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第 4 条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第 4 条を満たす 1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設数 ÷ 1 日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上である旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第9条に掲げる基準に適合し、視覚障害者誘導用ブロックを整備したものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第9条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までに掲げる基準に適合し、障害者対応型便所を設置したものの割合。

障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までを満たした便所を設置した1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}$$

⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

$$\frac{\text{建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}{\text{床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}$$

⑥床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注3）のフローのうち、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）（注4）に適合するものの割合（A/B）。

（注3）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注4）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

⑦バリアフリー法に規定する特定公園施設（注5）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注6）に適合した都市公園の割合。

（注5）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注6）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑧バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注7）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注8）に適合した路外駐車場の割合。

（注7）駐車場の用に供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注8）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）において、平成32年度までの目標値（約100%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通大臣告示）において、平成32年度までの目標値（約60%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を

形式的に設定したものの。

⑥これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値（30%）を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。

⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したものの。

⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したものの。

（外部要因）

- ②③④旅客施設の構造等
- ⑤⑥経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）

- ①⑦地方公共団体（事業主体）
- ②③④地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
- ⑤⑥地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）
- ⑧路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

【閣決（重点）】

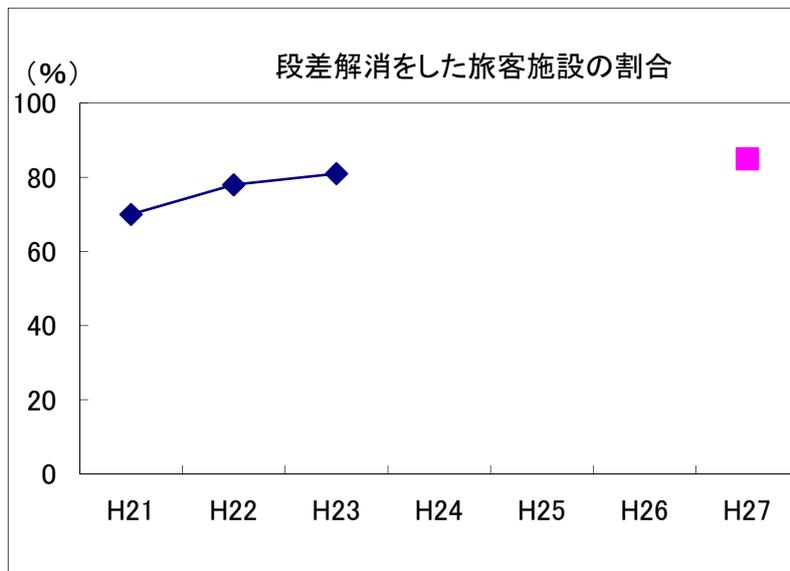
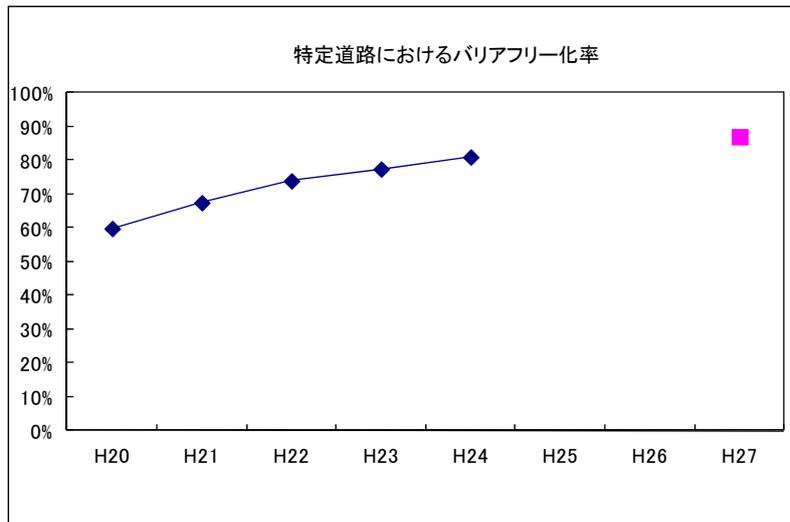
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

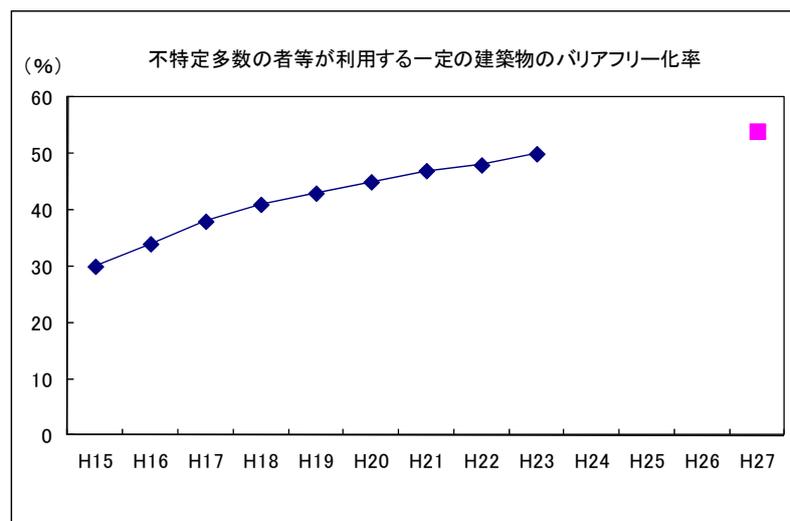
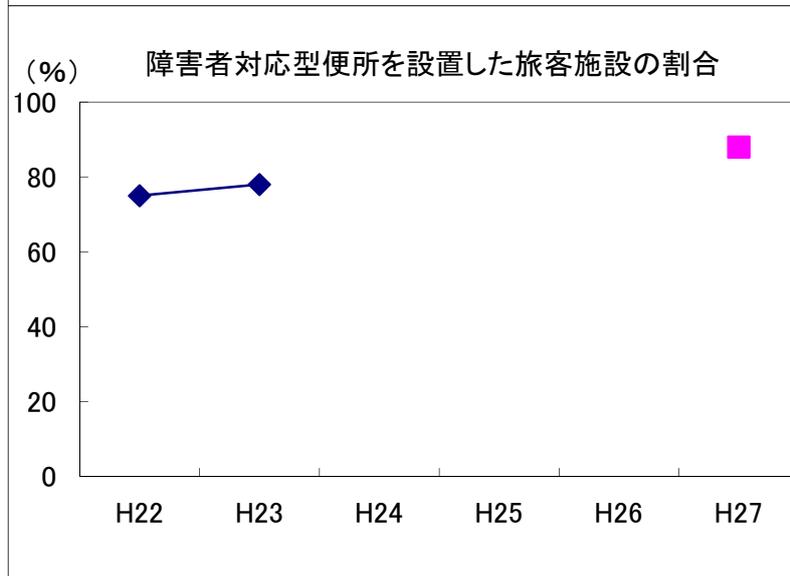
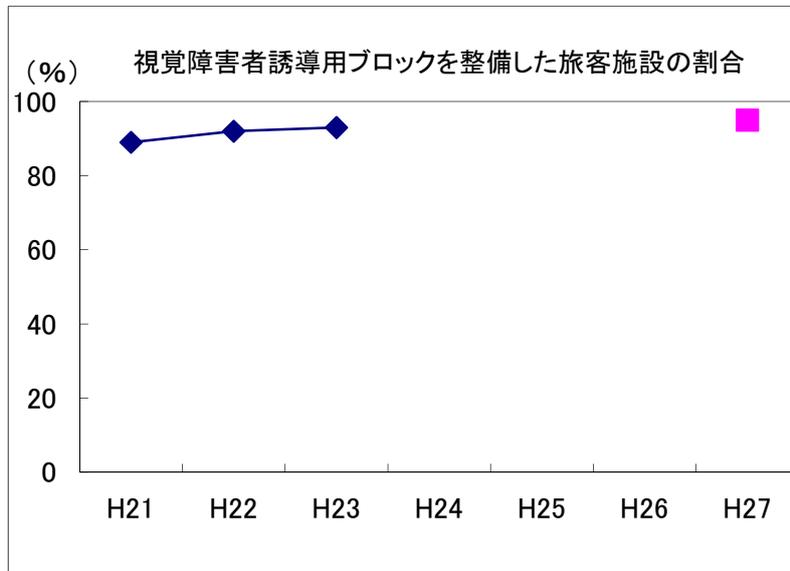
【その他】

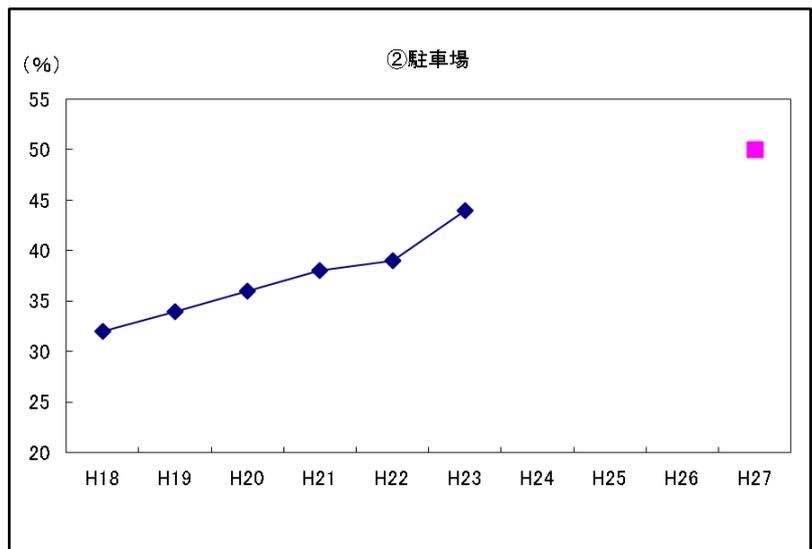
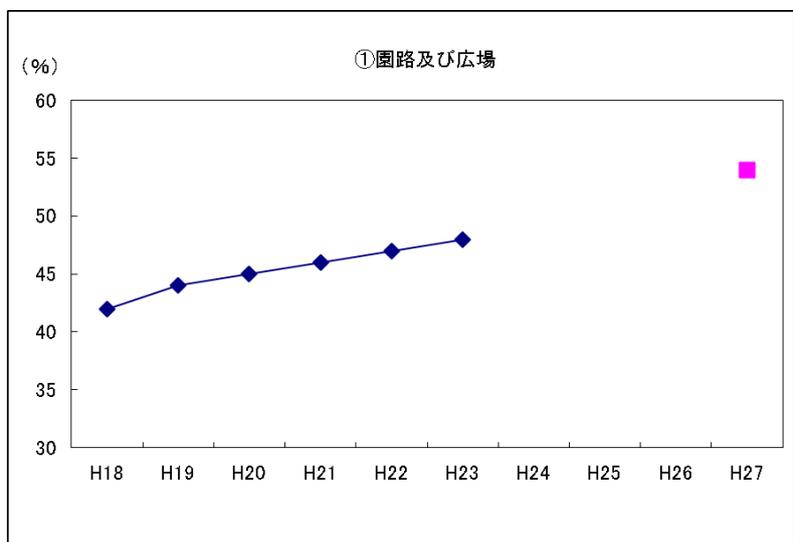
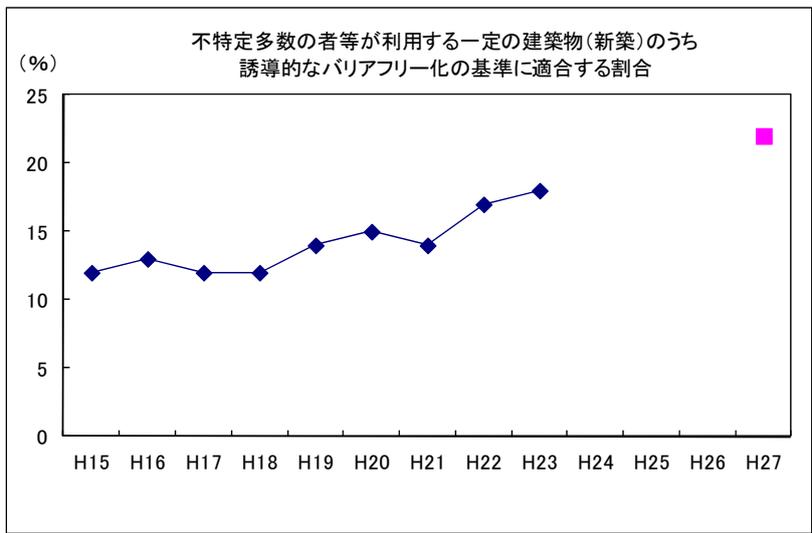
なし

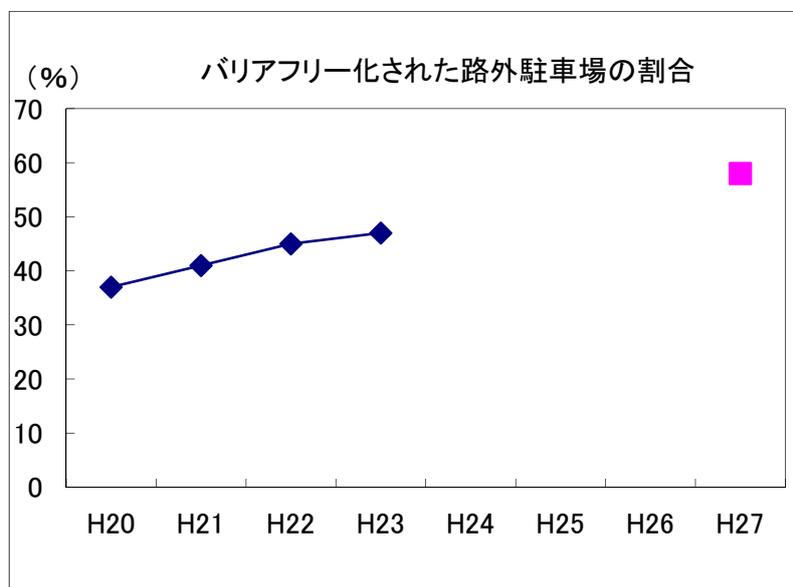
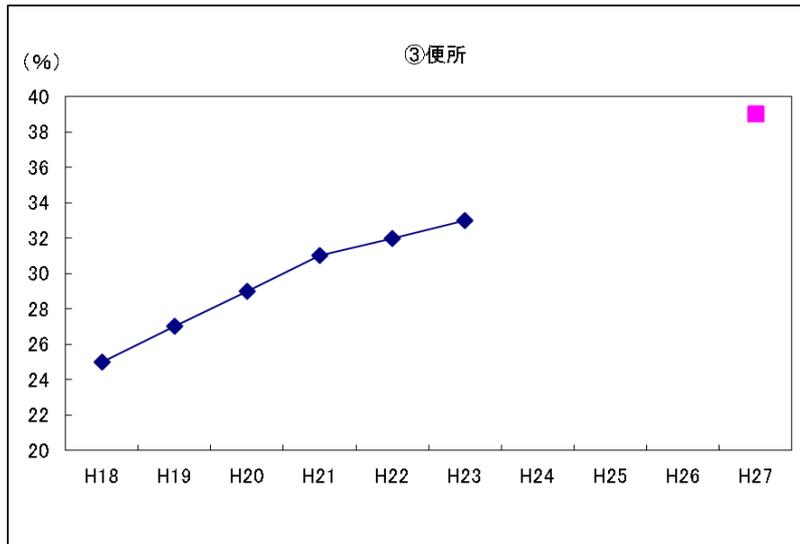
過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
60%	67%	74%	77%	81%	
過去の実績値（②段差解消をした旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	70%	78%	81%	集計中	
過去の実績値（③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	89%	92%	93%	集計中	
過去の実績値（④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	67%	75%	78%	集計中	
過去の実績値（⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
46%	47%	48%	50%	集計中	

過去の実績値 (⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
15%	14%	17%	18%	集計中
過去の実績値 (⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合)				
(i) 園路及び広場				
H20	H21	H22	H23	H24
約45%	約46%	約47%	約48%	集計中
(ii) 駐車場				
約36%	約38%	約39%	約44%	集計中
(iii) 便所				
約29%	約31%	約32%	約33%	集計中
過去の実績値 (⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)				
H20	H21	H22	H23	H24
37%	41%	45%	47%	集計中









事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：道路整備費 13,251億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 14,395億円（国費）等の内数（平成24年度）
- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)
 旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。
 予算額：旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 1,685億円の内数（平成24年度）
- ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積 2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1.44兆円の内数（平成24年度、社会資本整備総合交付金）
- ・バリアフリー法に基づく支援措置
 百貨店、劇場、老人ホーム等の多数の者（高齢者や障害者等も含む）が利用する建築物について、段差解消等のバリアフリー化を推進し、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対して容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、助成等の各種支援を措置。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1.44兆円の内数（平成24年度、社会資本整備総合交付金）

- ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。
予算額：官庁営繕費 206億円の内数（平成24年度）
 - ・バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0.3億円（平成24年度）
 - ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)
「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。
予算額：社会資本整備総合交付金14,395億円（国費）及び内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円（国費）及び沖縄振興公共投資交付金771億円（国費）の内数（平成24年度）
 - ・路外駐車場のバリアフリー化の推進
バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議や講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・特定道路におけるバリアフリー化率は平成23年度から平成24年度にかけて4%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合
 - ・段差解消をした旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて11%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
 - ・視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて4%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて11%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成20年度から平成23年度にかけての3年間で年度平均の増加率が1.3%となっており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標として設定している棟数ベースでは横ばいであるが、面積ベースではフロー全体の約6割を占めており、規模の大きな建築物の誘導的なバリアフリー化は着実に進んでいる。また、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対する支援措置を通じて施策の実施を図っており、累積認定件数は平成14年（2,272件）から平成23年（4,770件）へと着実に増加している。
- ⑦ 平成23年度の実績値は、園路及び広場が約48%、駐車場が約44%、便所が約33%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ⑧ 平成23年度については約47%となっており、前年度比+2%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が困難な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。
 - ・バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成24年9月末現在275市町村により395基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の

推進に貢献しているものと考えられる。

- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・今後、バリアフリー新法における基本構想の作成が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。
- ⑦地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂し、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑧バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標達成に向け、特定道路のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・旅客施設のバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・平成23年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー法が施行された。このバリアフリー法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度に策定した建築主向けのガイドラインに基づき、引き続き上記設計標準による設計者に対する啓発を行うとともに、建築主に対しても啓発に努めることで一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度には、新たな整備目標の設定等を内容とするバリアフリー法に基づく基本方針の改正を行い、当該改正の内容を所管行政庁等に周知徹底することにより、更なるバリアフリー化の推進に努めた。
 - ・平成24年度に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」を改訂し、前回改訂時から蓄積された知見等を反映させ、バリアフリー設計の考え方や基準の適方法等を紹介することで、設計や審査の現場等で活用されている。
 - ・今後も下記の通り、更なるバリアフリー化の促進を図ることとしている。
 - ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等を検討）と位置付けることとした。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合は、2,000㎡以上の特別特定建築物のフロー（年間約1,000～3,000棟）に対し、面積ベースでは認定特定建築物が全体の約5割を占め、業績指標である棟数ベースでも、平成21年度の14%から平成22年度の17%に増加したことから「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法において、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年度には、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す設計者向け「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対してもより幅広い理解を求めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
 - ・平成21年度においては、建築主に対して、税制上の特例措置の活用について周知する等により、認定特定建築物の普及促進を図り、より一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度においては、当該年度限りとされていた税制上の特例措置について、2年間延長を行った。引き続き平成23年度においては、パンフレット配布等により、容積率の算定の特例や税制上の特例措置等の支援措置が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を推進しているところ。

- ・平成24年度に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」を改訂し、前回改訂時から蓄積された知見等を反映させ、バリアフリー設計の考え方や基準の適法方法等を紹介することで、設計や審査の現場等で活用されている。
 - ・今後も下記の通り、更なるバリアフリー化の促進を図ることとしている。
 - ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等を検討）と位置付けることとした。
- ⑦業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化に係る支援を実施していくこととし、A-2と評価した。
- ⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合
- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移している。
 - ・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
 - ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する建築物の利用実態や同基準への適合に際しての課題を把握するなど引き続き現状把握を行う。(⑥)
- ・容積率の算定の特例が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、ホームページでの情報提供を通じ国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進する。(⑥)
- ・平成24年度に改訂された「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとしての活用を促すと共に、ホームページへの掲載等による啓発を引き続き行うことで、更なるバリアフリー化の促進を図る。(⑤⑥)

(平成26年度以降)

- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業が平成21年度から5箇年間に限定されているため、事業の延伸を含め検討する必要がある。(⑦)

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 岩月 理浩）
 道路局環境安全課（交通安全政策分析官 鹿野 正人）
 住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）
 都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
 都市局街路交通施設課（課長 清水 喜代志）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）
 大臣官房官庁営繕部計画課（課長 川元 茂）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 永島 潮）
 鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）
 鉄道局技術企画課（課長 潮崎 俊也）
 自動車局総務課企画室（室長 金子 修久）
 海事局内航課（課長 大石 英一郎）
 港湾局技術企画課技術監理室（室長 遠藤 仁彦）
 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（課長 久保田 雅晴）
 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 13

バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)

評価

① A-2	①目標値：約60% (平成27年度) 実績値：52.8% (平成23年度) 初期値：45.7% (平成21年度)
② B-2	②目標値：約52% (平成27年度) 実績値：38.4% (平成23年度) 初期値：— (平成21年度)
③ B-2	③目標値：約12% (平成27年度) 実績値：3.3% (平成23年度) 初期値：— (平成21年度)
④ A-2	④目標値：20,000台 (平成27年度) 実績値：13,099台 (平成23年度) 初期値：12,256台 (平成22年度)
⑤ B-2	⑤目標値：約34% (平成27年度) 実績値：20.6% (平成23年度) 初期値：18.1% (平成22年度)
⑥ A-2	⑥目標値：約85% (平成27年度) 実績値：86.1% (平成23年度) 初期値：81.4% (平成22年度)

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・ノンステップバス
床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
- ・福祉タクシー
公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。

(分子) = 上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

(分母) = ①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。

※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、これまでの各車両等のバリアフリー化の進展状況を踏まえ、それぞれ平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

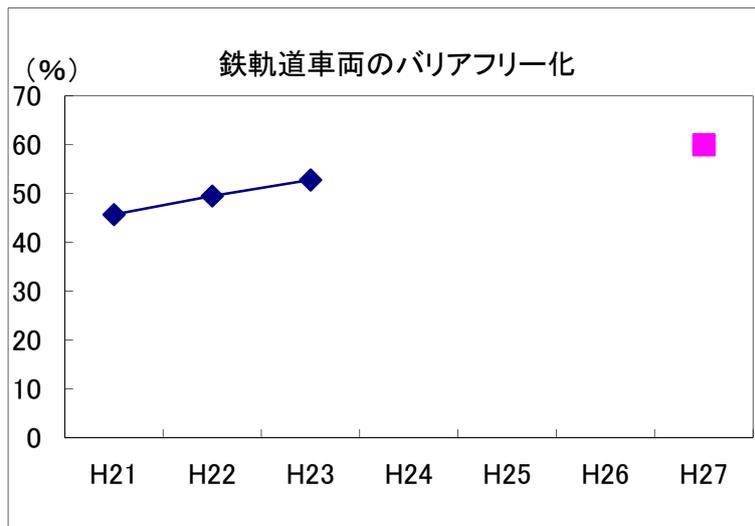
【閣決（重点）】

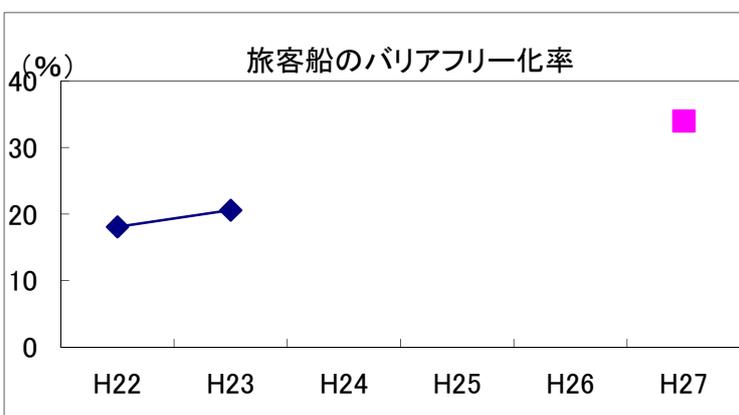
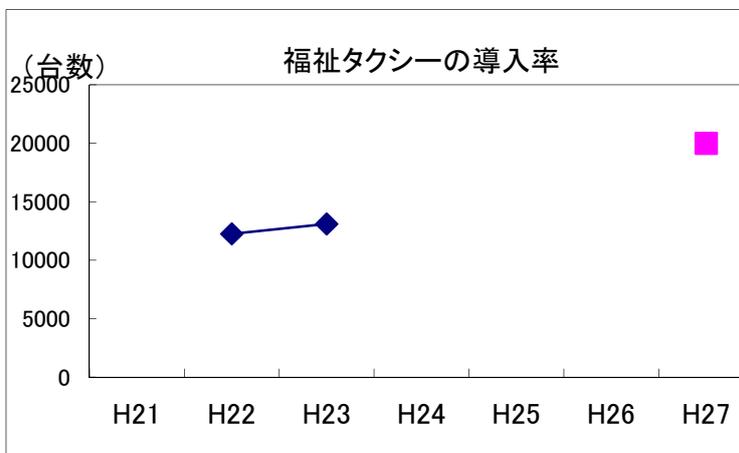
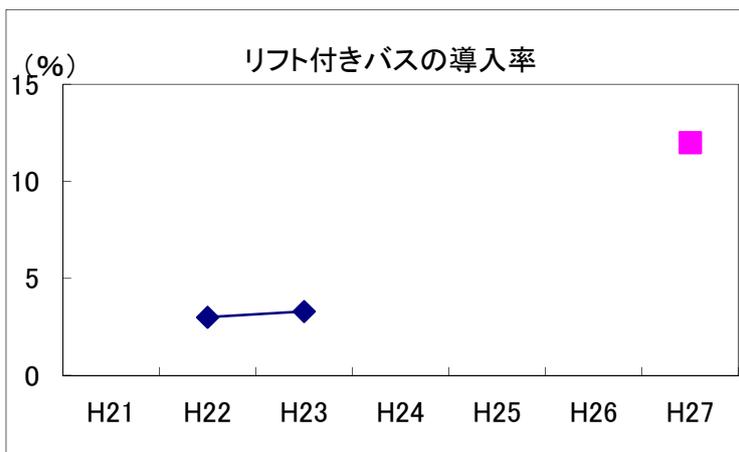
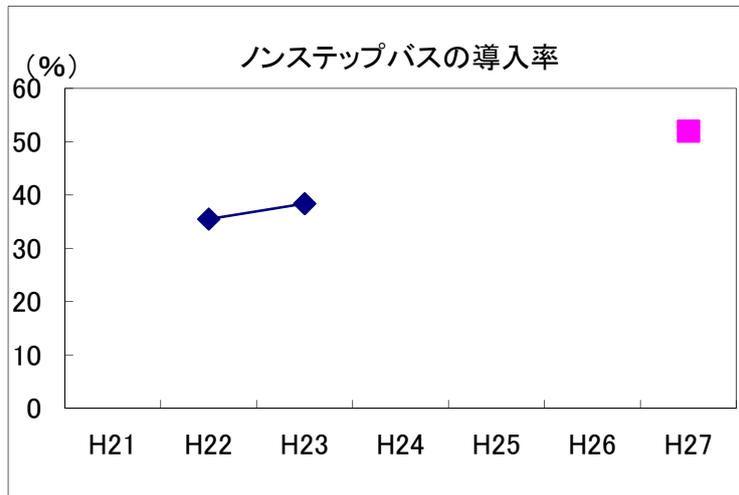
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

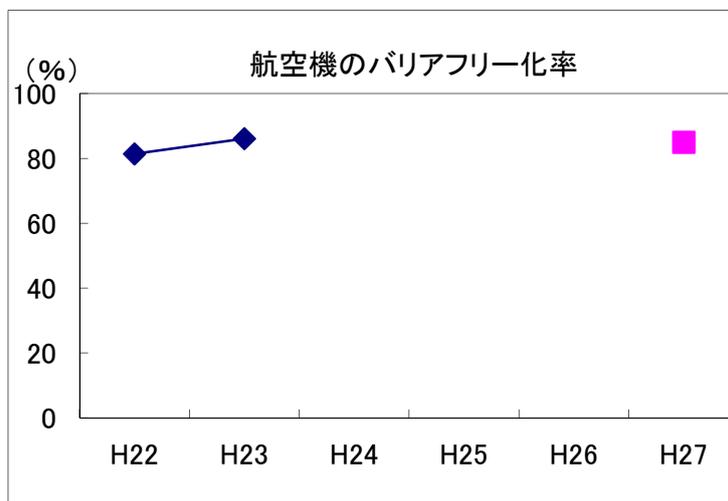
【その他】

なし

過去の実績値 (①鉄軌道車両) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
41.3%	45.7%	49.5%	52.8%	集計中
過去の実績値 (②ノンステップバス) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	35.5	38.4%	集計中
過去の実績値 (③リフト付きバス等) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	3.0%	3.3%	集計中
過去の実績値 (④福祉タクシー) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
10,742台	11,165台	12,256台	13,099台	集計中
過去の実績値 (⑤旅客船) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
16.4%	18.0%	18.1%	20.6%	集計中
過去の実績値 (⑥航空機) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
64.3%	70.2%	81.4%	86.1%	集計中







事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・LRTシステムの整備
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。
予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用
高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- ・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.3億円（平成24年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）
高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置
減収額 13百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①鉄軌道車両
 - ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成21年度から平成23年度にかけての2年間で年度平均約3.5%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ②ノンステップバス
 - ・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。
- ③リフト付きバス等
 - ・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。
- ④福祉タクシー

- ・福祉タクシー車両の導入台数については、対前年度比増加率が平成20年度は2.2%であったのに対し、平成21年度3.9%、平成22年度は9.8%と上昇しており、平成23年度は6.9%に留まったものの、平成22年末から新たに発売されているユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）にLPG対応車両が導入されるなど、今後も堅調な導入が予測され、対前年度比で数%の増加率を保つ見込みであるから、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合は、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷していることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者によりバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合は、平成23年度に目標を達成し、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- ・車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両

- ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

②ノンステップバス

- ・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

③リフト付きバス等

- ・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

④福祉タクシー

- ・福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシーが今後堅調に増加することが予測され、順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、福祉タクシー車両導入の促進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振及び原油価格高騰等の影響による費用負担増等により、使用船舶の新造・代替建造が低迷しており、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合については、平成23年度に目標を達成し、その後も順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、更なる航空機のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 岩月 理浩）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）

鉄道局技術企画課（課長 潮崎 俊也）

自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

海事局内航課（課長 大石 英一郎）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 平岡 成哲）

業績指標 14

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
① B-1	①目標値：59%（平成27年） 実績値：37%（平成20年） 初期値：37%（平成20年）
② B-1	②目標値：18.5%（平成27年） 実績値：9.5%（平成20年） 初期値：9.5%（平成20年）

(指標の定義)

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

（出典）①、②：平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画で設定している目標値（一定：75%（平成32年）、高度：25%（平成32年））をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
二．戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

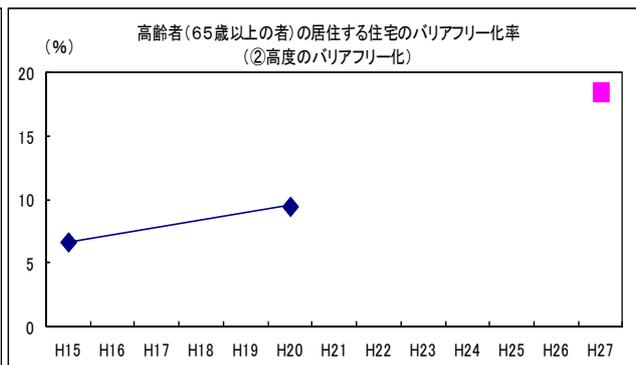
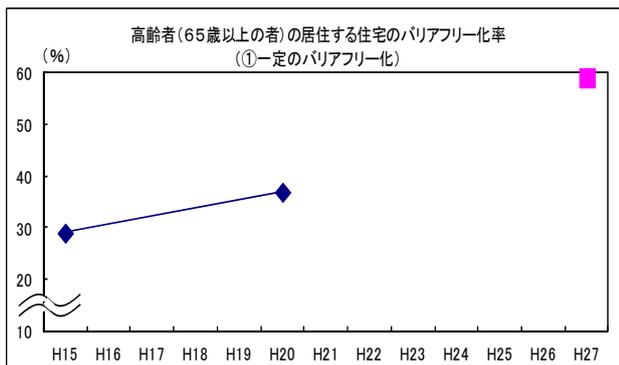
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
2．急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機～

過去の実績値	(暦年)									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①	29%	—	—	—	—	37%	—	—	—	—
②	6.7%	—	—	—	—	9.5%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修に対して支援を行う。
 - 予算額：50億円（平成24年度補正）
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・業績指標については、直近の平成20年の実績値によれば、一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率とともに、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

（事務事業の実施状況）

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成24年度整備戸数実績：14,745戸）
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成24年度実績：995,402戸）。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
- （平成24年度末登録実績：総登録件数3,391件、総登録戸数109,239戸）
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・平成25年度に新たな措置を講じることとしており、今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・以上から、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

・平成25年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を4年間延長し、控除対象限度額の引き上げ等の拡充を行う。また固定資産税の減額の特例措置についても、3年間延長する。

(平成26年度以降)

該当なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課 (課長 坂根 工博)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 佐々木 正士郎)

住宅局住宅総合整備課 (課長 里見 晋)

住宅局安心居住推進課 (課長 瀬良 智機)

住宅局住宅生産課 (課長 伊藤 明子)

業績指標 15

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価	
A-1	目標値：23%（平成27年） 実績値：16%（平成20年） 初期値：16%（平成20年）

(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画で設定している目標値(28%(平成32年))をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・日本再興戦略(平成25年6月14日)
 - 二. 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸

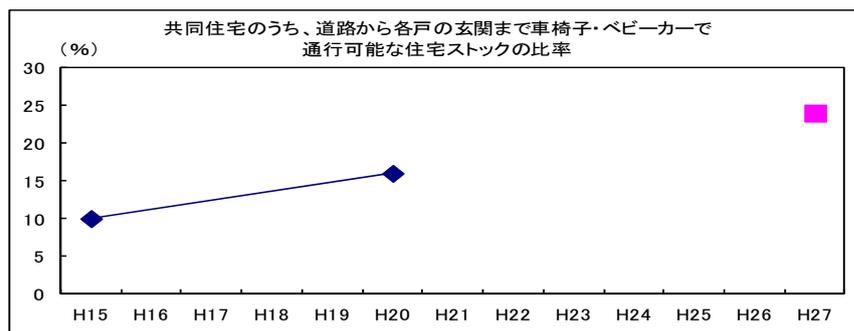
【閣決(重点)】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値									(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
10%	-	-	-	-	16%	-	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修に対して支援を行う。
 - 予算額：50億円(平成24年度補正)
- 住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の

引下げにより支援。

・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。

・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。

○住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。

・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

○バリアフリー法による民間住宅の誘導

・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（注）に適合するよう努力義務を課している（注）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準

・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施している。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・業績指標については、直近の平成20年の実績値によれば、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

（事務事業の実施状況）

・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成24年度整備戸数実績：14,745戸）

・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成24年度実績：995,402戸）。

・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。

・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。

・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。

・住宅金融支援機構により、マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施した。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

（平成24年度末登録実績：総登録件数3,391件、総登録戸数109,239戸）

・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。

・既存のマンション等において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を実施。

・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課し、そのバリアフリー化を誘導した。

・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施した。

・民間賃貸住宅の質の向上を図り、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・前述のとおり、本業績指標は目標値の達成に向け着実に進捗している。

・平成25年度に新たな措置を講じることとしており、今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

・以上から、「A-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成25年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を4年間延長し、控除対象限度額の引き上げ等の拡充を行う。また固定資産税の減額の特例措置についても、3年間延長する。

(平成26年度以降)

該当なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課 (課長 坂根 工博)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 佐々木 正士郎)

住宅局住宅総合整備課 (課長 里見 晋)

住宅局安心居住推進課 (課長 瀬良 智機)

住宅局住宅生産課 (課長 伊藤 明子)

住宅局建築指導課 (課長 井上 勝徳)

住宅局市街地建築課 (課長 杉藤 崇)